小田原市監査委員公表第12号

令和4年11月25日付け監査第172号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 2 6 日

 小田原市監査委員
 数
 馬
 勝

 小田原市監査委員
 近
 藤
 正
 道

 小田原市監査委員
 鈴
 木
 敦
 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	補助金交付申請書に添付された事業	市の補助対象とする人件費に係る
	計画書及び収支予算書は、(福)小田	「令和5年度社会福祉協議会補助金算
	原市社会福祉協議会全体の計画及び予	出表」、「令和5年度職員体制と人件
	算を表すものであり、補助事業を具体	費財源内訳表」及び「令和5年度小田
	的に表していないものであった。市	原市補助金申請補足資料《令和5年度
	は、交付申請書の添付書類として、補	重点目標に対する成果目標≫」を踏ま
	助事業の内容、予算額及び市からの受	え、補助事業についての審査を行うこ
	託事業に係る人件費との関係を示す書	ととした。
	類を提出させた上で、審査する必要が	
	ある。	
2	補助金実績報告書に添付された補助	(福)小田原市社会福祉協議会から
	事業に係る収支決算書の一部(算出根	提出される令和4年度の補助金実績報
	拠を示す書類) が予算時点のものであ	告書(令和5年3月31日提出)に、
	った。市は、実績報告書の添付書類と	「令和4年度小田原市補助金人件費精
	して、決算時点の算出根拠を示す書類	算表」が添付され、補助対象人員に係
	を提出させた上で、審査する必要があ	る人件費について確認と審査を行っ
	る。	た。

小田原市社会福祉協議会補助金の対象事業である地域福祉推進事業について、コロナ禍のもとで、当初予定しているが、変更後の活動に対する評価は実績報告書に記載されていなかった。コロナ禍で生じた課題に対し様々な工夫を行っているが、その評価に基づいた。事業の検証は欠かせないと考える。その際、例えば見守りが必要なケース全体に対してどの程度対応できているかなど、事業目的の達成度合いを測ることが求められる。

3

4

小田原市社会福祉協議会補助金の成果目標としては、地域福祉推進事業の目標及びその指標のみ設定されているが、同補助金は、地域福祉推進事業の事業費だけでなく、そのほとんどが(福)小田原市社会福祉協議会全体の活動(市からの受託事業及び介護サービスセンター事業を除く。)の人件費に充てられている。したがって、(福)小田原市社会福祉協議会全体の活動の指標化は難しい面もあると思われるが、それぞれの事業の成果を可視れるが、それぞれの事業の成果を可視

化して全体の活動の効果を検証できる

指標を設けることが必要と考える。

3及び4については、地域福祉推進 事業目的の達成度合いだけでなく、

(福)小田原市社会福祉協議会全体の活動(市からの受託事業及び介護サービスセンター事業を除く。)の人件費に充てられていることを踏まえ、「令和4年度小田原市補助金事業実績補足資料《令和4年度重点目標に対する評価》」として、それぞれの事業の成果や全体の活動の効果を検証し、補助事業についての評価と審査を行った。